

障害福祉サービス
障害児通所支援
地域生活支援事業

支給決定基準

令和7(2025)年3月

羽 曳 野 市

目 次

I はじめに	1
1. 目的	1
2. 支給決定基準の視点	1
3. 支給決定基準として定めるもの	1
4. その他	2
II 支給決定についての基本的な考え方	4
1. 全般的事項	4
2. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）	4
3. 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	5
4. 居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）	5
5. 標準支給量を超え、かつ、乖離基準を超えない場合の支給決定手続き	5
6. 乖離基準を超えた場合の支給決定手続き	5
III 障害福祉サービスの種類と支給決定量等について	7
1. 居宅介護	7
2. 重度訪問介護	9
3. 同行援護	10
4. 行動援護	11
5. 療養介護	11
6. 生活介護	12
7. 短期入所（ショートステイ）	13
8. 重度障害者等包括支援	13
9. 施設入所支援	14
10. 自立訓練（機能訓練）	15
11. 自立訓練（生活訓練）	15
12. 宿泊型自立訓練	16
13. 就労移行支援	17
14. 就労継続支援A型（雇用型）	18
15. 就労継続支援B型（非雇用型）	19
16. 就労定着支援	20
17. 自立生活援助	20
18. 共同生活援助（グループホーム）	21
19. 地域移行支援	22
20. 地域定着支援	22
IV 障害児通所支援サービスの種類と支給決定等について	24
1. 児童発達支援	24
2. 医療型児童発達支援	24
3. 居宅訪問型児童発達支援	25

4. 放課後等デイサービス	25
5. 保育所等訪問支援	26
V 地域生活支援事業の種類と支給決定等について	27
1. 移動支援事業	27
2. 日中一時支援事業	27
3. 訪問入浴サービス	28

I はじめに

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス費や児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費の支給の要否や支給量の決定に関する「支給決定基準」を制定することにより、当該支給決定手続きにおける透明性の確保を図ります。また、利用者それぞれの心身等の状況や生活環境等に応じた適切な支援を行うための支給量決定における公平性を担保するとともに、地域生活支援事業や介護保険給付との併給調整等についても整理することを目的とします。

2. 支給決定基準の視点

本基準は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援に係る給付について、標準的な支給量等の基準を定めるものであって、当該基準を画一的に適用することによって、当該障害者及び障害児の自立支援にとって支障が生じると判断される場合は、必要に応じて羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）に意見を求め、適切なサービスの支給決定を図るものとします。

3. 支給決定基準として定めるもの

(1) 障害福祉サービス

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

○ 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援

○ 訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

○ 地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

(2) 障害児通所支援

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

○ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

(3) 地域生活支援事業

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス

4. その他

- (1) サービス利用の対象となる「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者や自立支援医療の受給者、障害者総合支援法に規定する難病患者で18歳以上の者など、「障害児」とは、各種手帳の所持は問いませんが、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）及び難病患者である児童が対象となります。

なお、障害児通所支援を利用する際は、当該児童が障害児であることの医師の診断又は各種手帳の交付がない場合でも、市が実施する発達検査等において、早期療育の必要性が認められた場合や当該児童に発達障害の疑いがあり、療育が必要との医師の意見書が提出された場合は、障害児に準じるものとして判断します。この場合、児童の発達の度合いを考慮し、発達検査や意見書は申請日から概ね3ヶ月以内のものを有効なものとして取り扱うとともに、児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する際など、適時、サービスの継続申請に当たって、診断書等の添付を求め、障害児であることの確認を行います。

- (2) 障害者総合支援法、児童福祉法及び本市規則により分類されている障害福祉サービス等の種類ごとに基準を定めます。
- (3) 支給決定において勘案すべき事項は、障害者総合支援法第22条及び障害者総合支援法施行規則第12条で定められた事項並びに児童福祉法第21条の5の7及び児童福祉法施行規則第18条の10で定められた事項とします。
- (4) 支給決定事務をすすめるに当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）」並びに当該報酬告示に係る厚生労働省の「留意事項通知」、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」などの通知を参考とします。
- (5) 各種サービスの利用に係る状態像や報酬区分及び加算の算定要件の一つである「重症心身障害者（児）」の認定については、報酬告示において「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（児童）」とされています。本市においては大阪府の取り扱いに準じ、療育手帳に

おける障害の程度が「A」、かつ、身体障害者手帳における障害等級が「1級」又は「2級」（いずれも肢体不自由・体幹障害等に限る。）である者として取り扱う他、手帳所持者でない者については、医師の診断書等に基づき当該障害の程度をいわゆる「大島分類」を用いて認定するものとしします。

なお、身体障害者（児）においては、過去の身体の状態に基づき交付された身体障害者手帳における障害等級が「1級」又は「2級」である場合であっても、支給申請時における当該障害者（児）の身体の様子が認定調査等によって手帳取得時の状態と明らかに異なり、重度の肢体不自由の状態ではないと判断される場合は、重症心身障害者（児）としては認定しないものとしします。

Ⅱ 支給決定についての基本的な考え方

支給決定に当たっては、申請者又は申請者から依頼を受けた指定特定相談支援事業者及び指定障害者児相談支援事業者等は下記の考えに基づき、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（セルフプランを含む。）を作成するものとし、市は当該計画案の内容を精査し、適切な支給決定を行うものとしします。

1. 全般的事項

- (1) サービス内容において、目的等が同様であるものについての併給は原則として認められません。ただし、行動援護と移動支援との併給など、同様のサービスであっても当該障害福祉サービス事業所の整備が不十分である場合は、例外的に取り扱うものとしします。
- (2) 同一時間帯における複数サービスの利用はできません。
- (3) 障害福祉サービスと地域生活支援事業等の関係において、同様のサービス内容であると考えられるものは障害福祉サービスを優先して支給決定します。また、食料品や日常生活用品の購入を主たる目的として通院等介助や移動支援事業を利用した場合など、本来の利用目的と異なった利用をされたときは、通院等介助や移動支援事業に伴う報酬の返還を求める場合があります。
- (4) 障害福祉サービスを受給している者が、介護保険の要介護認定等を受けて介護保険での同種のサービスを受けることができる場合は、原則、介護保険のサービスを受けられるように支援をします。そのため、介護保険に移行する可能性があるサービスについては、当該利用者が65歳になる月までの支給決定とし、その際、利用者に対し「介護保険優先原則」の説明を行い、介護保険の要介護認定申請を促します。

なお、介護保険の要介護認定結果が「非該当」となった場合（概ね3年を目途に再度の要介護認定申請を促すものとしします。）はもちろん、介護保険サービスへの円滑な移行が当該利用者の障害特性等により困難な場合又は当該利用者の日常生活を支えるためのサービス量が介護保険の利用限度額を超える場合は、必要不可欠な限度において障害福祉サービスの利用を妨げるものではありません。また、介護保険サービスに同類のものが無い障害福祉サービスについては、必要に応じ、支給決定を行うものとしします。

2. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

- (1) 居宅介護など日常生活等で計画的に利用するサービスについては、サービス等利用計画案の週間計画表に位置づけられている利用回数・利用時間に「4.5」又は「5」を乗じて月間支給量を計算します。なお、臨時的に位置づけられるサービス利用については、その頻度・時間をもとに計算するものとしします。
- (2) 居宅介護などの一回当たりの標準的な利用時間を定めず、当該利用者の障害特性等を踏ま

えた必要最小限の支給量を確保するものとし、一般常識からかけ離れた過剰な支給決定は行わないものとします。また、標準支給量は、当該サービスを単独で利用する場合を基本とした支給量の目安（移動支援を除く。）であることから他の訪問系サービスや日中活動系サービスと併用する場合は、当該利用者の日常生活等の支援のあり方等を総合的に勘案し、支給量を決定するものとします。

- (3) 障害のある児童への居宅介護は原則、保護者（主たる介護者）が疾病等により介護が困難な場合とし、通院等介助についても保護者が疾病等の理由により付き添えない場合においてのみ、その必要性を検討したうえで、支給決定するものとします。

また、外出等の支援については児童の年齢及び心身の状態、保護者（児童を監護すべき者）の状況を総合的に勘案し、支給決定の可否及び支給する場合の支給量を決定するものとします。

3. 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

- (1) 事業所の開所時間においては、他のサービスの利用は原則、認められません。
- (2) 日中系サービスにおいては、1日当たりの報酬単価が定められていることから、原則、複数の日中系サービス（日中一時支援事業を含む。）の同日利用は、認められません。

4. 居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）

- (1) 毎日、利用することを前提に各月の暦日数を支給決定量とします。
- (2) 療養介護利用者の外出支援のため、必要に応じて同行援護、行動援護、重度訪問介護の併給を認めますが、居住系サービス利用者の短期入所の利用は原則、認められません。

5. 標準支給量を超え、かつ、乖離基準を超えない場合の支給決定手続き

障害者等の心身等の状況を踏まえ、各種サービスごとの標準支給量を超えて支給決定をしようとする場合、合理的根拠が明確であり、それぞれの乖離基準を超えないときは、審査会への意見聴取を行わず支給決定を行うことができるものとします。

なお、乖離基準は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の訪問系サービスに設定します。

6. 乖離基準を超えた場合の支給決定手続き

上記にかかわらず、乖離基準を超え支給決定をしようとする場合は、下記の資料を添えて審査会の意見を聴取し、その意見を踏まえ支給決定するものとします。なお、緊急及び特別な事由による場合はこの限りではありません。

- (1) 障害支援区分調査票

- (2) 二次判定結果
- (3) 医師意見書
- (4) 勘案事項整理票
- (5) サービス等利用計画案 等

Ⅲ 障害福祉サービスの種類と支給決定量等について

1. 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービス。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）であること。

- (1) 障害支援区分が区分2以上に該当していること。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - ア. 歩行 「全面的な支援が必要」
 - イ. 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - ウ. 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - エ. 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - オ. 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

サービスの種類	障害支援区分	標準支給量	サービスの種類	障害支援区分	標準支給量
身体介護及び家事援助	区分1	10時間	通院等介助 通院等乗降介助	区分1	必要量
	区分2	15時間		区分2	
	区分3	20時間		区分3	
	区分4	30時間		区分4	
	区分5	45時間		区分5	
	区分6	60時間		区分6	
	障害児	24時間		障害児	

※ 身体介護及び家事援助の標準支給量は、それぞれの支給量を合計したものです。

※ 介護保険の要介護認定者であって、支給限度額を超えるサービス利用が必要な場合は、超過分を居宅介護で支給決定することとなりますが、その場合においても居宅介護の支給量と介護保険での訪問介護の利用時間の合計時間が原則、標準支給量を目安とします。

※ 審査会へ意見聴取すべき乖離基準は標準支給量の2倍を超える場合とします。なお、二人介助を要する心身等の状態にある場合で、二人介助が必要な所要時間のうち一人分を除いた累計時間が乖離基準を超えないときは、審査会への意見聴取を要しないものとします。

〔二人介護の場合の計算例〕 ※ 月5週計算の場合と月4.5週計算の場合を併記

ア) 常時二人介護が必要な場合

障害支援区分6の方で週5日、1日当たり3時間の身体介護が位置付けられている場合

・ $3 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} \times 5 \text{ 日} \times 5 \text{ 週 (4.5 週)} = 150 \text{ 時間 (135 時間)}$

・ $150 \text{ 時間 (135 時間)} - 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人} \times 5 \text{ 日} \times 5 \text{ 週 (4.5 週)} = 75 \text{ 時間 (67.5 時間)}$

※ この場合、支給決定量は区分6の乖離基準である120時間を超えますが、二人介護で対応する時間は一人分を除いた累計計算で判断することから、比較対象となる支給量は75 (67.5) 時間となり、乖離基準を超えないことから支給決定に当たり審査会への意見聴取は不必要となります。

イ) 移動・入浴時などの際に二人介護は必要だが、常に二人介護が必要でない場合

障害支援区分6の方で、週7日、1日当たり一人体制での身体介護は2時間、その他週2回二人体制で1時間の入浴介助を行っている場合

・ $3 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} \times 5 \text{ 週 (4.5 週)} + 1 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 5 \text{ 週 (4.5 週)}$

$= 135 \text{ 時間 (121.5 時間)}$

・ $135 \text{ 時間 (121.5 時間)} - 1 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 5 \text{ 週 (4.5 週)} = 120 \text{ 時間 (108 時間)}$

※ この場合、支給決定量は区分6の乖離基準である120時間を超えますが、二人介護で対応する時間は一人分を除いた累計計算で判断することから比較対象となる支給量は120時間 (108時間) となり、乖離基準を超えないことから支給決定に当たり審査会への意見聴取は不必要となります。

【留意事項】

- ① 身体介護は1回当たり3時間以内を目安とし、見守り等を含め3時間を超える場合は重度訪問介護の利用を検討します。
- ② 家事援助は1回当たり45分以内を目安とし、必要に応じ1回当たり1時間30分までを基本とします。なお、居宅介護の内容は基本的には介護保険の訪問介護と同様と位置づけられていますが、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号通知）」に位置づけられている「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」については例外とされており、当該サービスは家事援助に位置づけられます。しかしながら、本市においては大阪府の取り扱いを踏まえ、長期入院していた精神障害者が地域生活に移行した際などに、日常生活を行ううえで不可欠な買い物・調理・清掃などの家事について、その能力を回復するなどの必要な期間（概ね1～3年以内）に限って、その必要性を評価したときは身体介護として支給決定します。
- ③ 通院等介助及び通院等乗降介助については、支援区分に関わりなく通院に必要な時間を支給決定します。ただし、病院内の利用者への介助は原則、当該医療機関が行うべきとされていることから、院内での待機時間は報酬算定対象外となります。ただし、当該医療機関が利用者への介助ができない場合など、ヘルパーが院内介助をする必要がある場合は、当該医療機関の責任ある者（事務長等）から当該理由を聴き取り、その内容を記録したうえで、居宅介護計画に院内介助を位置づけて下さい。なお、その場合においても単なる待ち時間及び診療時間中は原則、報酬算定

の対象とはなりません。

- ④ 共同生活援助事業所（グループホーム）に居住する利用者に係る通院等介助の支給決定は、当該利用者に係る通院等介助はグループホームの支援員等が行うものと考えられるため、行いません。ただし、慢性疾患等により頻回に通院することが医師から指示されている場合のみ、当該慢性疾患等に係る通院のみを対象に月2回の範囲内で必要な時間数を支給決定します。
- ⑤ 通院等介助は、利用者が医療機関に入退院する際は利用できません。しかし、当該利用者が単身であり、付き添う家族等がない場合や同居家族がいたとしても当該家族が障害や疾病等で付き添うことができないなど、やむを得ない場合は、本市との事前の調整を行うことを前提に入退院時の利用を可とします。

2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行うサービス。

【対象者】

障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 次のいずれにも該当する者
- ア. 二肢以上に麻痺等があること。
 - イ. 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

(1) 標準支給量

障害支援区分	区分4	区分5	区分6
標準支給量	150時間	180時間	260時間

※ 審査会へ意見聴取すべき乖離基準は標準支給量の2倍を超える場合とします。なお、二人介助を要する心身の状態にある場合で、二人介助が必要な所要時間のうち一人分を除いた累計時間が乖離基準を超えないときは審査会への意見聴取を要しないものとします。

(2) 移動介護加算

40時間（ただし、通院等介助に利用する場合は、当該必要時間を加算します。なお、療養介護などの医療機関への長期入院中の利用については、10時間を目安とします。）

【留意事項】

- ① 対象者の要件である「麻痺等」については、医師意見書の「四肢欠損」、「筋力の低下」、又は「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとします。（「訪問系サービスの適切な運用について」（平成26年7月8日付け障障発0708第1号））
- ② 一日につき3時間を超えるサービス提供をする場合に重度訪問介護を支給決定することを基本とします。なお、のべ3時間を超えるサービス提供がある場合でも、当該支援内容を踏まえ、必要に応じて居宅介護で支給決定します。
- ③ 報酬算定の対象となる外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除かれます。

3. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行うサービス。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

※ 障害支援区分の認定を必要としないものとします。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

40時間（ただし、通院等介助に利用する場合は、当該必要時間を加算します。なお、療養介護などの医療機関への長期入院中の利用については、10時間を目安とします。）

※ 審査会へ意見聴取すべき乖離基準は標準支給量の2倍を超える場合とします。なお、二人介助を要する心身の状態にある場合で、二人介助が必要な所要時間のうち一人分を除いた累計時間が乖離基準を超えないときは審査会への意見聴取を要しないものとします。

【留意事項】

※ 報酬算定の対象となる外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除かれます。

4. 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行うサービス。

【対象者】

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

40時間（ただし、通院等介助に利用する場合は、当該必要時間を加算します。なお、療養介護などの医療機関への長期入院中の利用については、10時間を目安とします。）

※ 審査会へ意見聴取すべき乖離基準は標準支給量の2倍を超える場合とします。なお、二人介助を要する心身の状態にある場合で、二人介助が必要な所要時間のうち一人分を除いた累計時間が乖離基準を超えないときは審査会への意見聴取を要しないものとします。

【留意事項】

- ① 報酬算定の対象となる外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除かれます。
- ② 報酬算定は、一日8時間が上限です。

5. 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービス。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

- (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
- (3) 改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者

【標準支給量】 ※支給決定期間は3年以内

当該月の日数

【留意事項】

※ 療養介護事業所からの外出支援として、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用が認められていますが、その場合、標準支給量を10時間とします。

6. 生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービス。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- (1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上の者
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上の者
- (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する経路を経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者
 - ア. 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）
 - イ. 障害者総合支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ウ. 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者
 - エ. 新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は3年以内

当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

- ② 利用者の心身等の状況及び生活環境を踏まえた最大支給量は、「当該月の日数－4日」とします。

7. 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

<福祉型（障害者支援施設等において実施）>

- (1) 障害支援区分が区分1以上である障害者
- (2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

<医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）>

遷延性意識障害者（児）、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害者（児）等

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
7日

【留意事項】

※ 最大支給量 30日（年間180日。ただし、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、その都度判断します。）

8. 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービス。

【対象者】

障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア. 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
 - イ. 最重度知的障害者
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
必要量

【留意事項】

- ① 対象者の要件である「麻痺等」については、医師意見書の「四肢欠損」、「筋力の低下」、「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとします。
- ※ 本サービスについては、本市及び近隣市町村に当該サービス事業所が整備されていないため、支給決定の対象サービスとすることが困難となっています。

9. 施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者
- (2) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- (3) 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、(1)又は(2)に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者
- (4) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者であって継続して入所している者

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は3年以内
当該月の日数

10. 自立訓練（機能訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような方です。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

【標準支給量】 支給決定期間は1年以内
当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

- ② 支給決定期間はのべ1年6ヶ月以内とします。なお、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間となります。
- ③ 利用者の当該サービスの継続利用の是非を評価するため、支給開始決定日から2ヶ月以内の暫定支給期間を設定し、本決定に移行するかどうかを見極めます。したがって、暫定支給期間をもって支給決定を取り消す場合があります。

11. 自立訓練（生活訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事

等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような方です。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【標準支給量】 支給決定期間は1年以内
当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

- ② 支給決定期間はのべ2年以内とします。なお、長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合は、3年間となります。
- ③ 利用者の当該サービスの継続利用の是非を評価するため、支給決定日から2ヶ月以内の暫定支給期間を設定し、本決定に移行できるかどうかを見極めます。したがって、暫定支給期間をもって支給決定を取り消す場合があります。

12. 宿泊型自立訓練

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

【標準支給量】 支給決定期間は1年以内
当該月の日数

【留意事項】

- ① 支給決定期間はのべ2年以内とします。なお、長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合は、3年間となります。
- ② 利用者の当該サービスの継続利用の是非を評価するため、支給決定日から2ヶ月以内の暫定支給期間を設定し、本決定に移行できるかどうかを見極めます。したがって、暫定支給期間をもって支給決定を取り消す場合があります。

13. 就労移行支援

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような方です。

- (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

※ ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とします。

【標準支給量】 支給決定期間は1年以内（最大のべ3年間、養成施設の場合は5年間）

当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量（月）	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

- ② 利用者の当該サービスの継続利用の是非を評価するため、支給決定日から2ヶ月以内の暫定支給期間を設定し、本決定に移行できるかどうかを見極めます。したがって、暫定支給期間をもって支給決定を取り消す場合があります。
- ③ 支給決定期間はのべ最大3年間ですが、3年目の支給決定の可否については、審査会への意見

聴取を行います。なお、一旦、一般就労等をし、退職したのち、再度、一般就労をめざす場合は、最大3年間の支給決定期間がリセットされます。

- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、養成課程の年数（3年又は5年）に応じて、支給決定の有効期間を定めます。また、延長等を要する事情が生じた場合は、その状況を考慮したうえで、その都度、支給決定を更新します。なお、免許取得に失敗したのち、同じ免許取得をめざす場合の支給決定は原則、1回限りとします。

14. 就労継続支援A型（雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。具体的には次のような方です。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

※ 65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とします。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は3年以内

当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量（月）	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

- ② 利用者の当該サービスの継続利用の是非を評価するため、支給決定日から2ヶ月以内の暫定支給期間を設定し、本決定に移行できるかどうかを見極めます。したがって、暫定支給期間をもって支給決定を取り消す場合があります。なお、暫定支給決定については、他市町村からの転入者が引き続き当該サービスの利用を希望し、旧事業所から新事業所にアセスメント情報が引き継がれる場合や一般就労をめざし就労移行支援を利用していたが、就労ができず、当該サービスの利

用を希望した場合に就労移行支援事業所から当該サービス事業所へアセスメント情報が引き継がれるなど、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと判断される場合は、暫定支給決定を行わないものとします。

15. 就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような方です。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

【標準支給量】 ※支給決定期間は3年以内（ただし、50才未満の場合は1年以内）
当該月の日数－8日

【留意事項】

※ 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日

16. 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内（最大のべ3年間）
月単位

【留意事項】

※ 就労移行支援等を利用後に一般就労し、離職後1ヵ月以内に他の事業所に一般就労した者は1回に限り就労が継続しているものとして取扱います。

17. 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス。

【対象者】

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。具体的には次のような方です。

- (1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- (2) 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※1）
- (3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めない（※2）ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※1の例

- ① 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ② 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し 等）
- ③ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

※2の例

- ① 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ② 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- ③ 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- ④ その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
当該月の日数

【留意事項】

※ サービス内容が地域定着支援の支援内容を包含しているため、地域定着支援との併給はできません。

18. 共同生活援助（グループホーム）

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うサービス。

【対象者】

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は3年以内
当該月の日数

【留意事項】

- ① 支給決定期間について、当該共同生活援助事業所が地域移行支援型ホームの場合は2年以内とします。

- ② 当該サービスを体験利用する場合の支給決定期間は1年以内で、年間50日以内、連続30日以内の支給決定量とします。

19. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障害者支援施設等に入所する15歳以上のみなし障害者の者も対象です。
- (2) 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれます。
- (3) 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から特別調整の対象となった障害者（平成21年4月17日法務省保観第244号、法務省矯正局長連名通知に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とします。
- (5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は6ヶ月以内
当該月の日数

20. 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

【対象者】

- (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- (2) 居宅において家族と同居している障害のある方であっても、その家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含まれます。

※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外です。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

当該月の日数

IV 障害児通所支援サービスの種類と支給決定等について

1. 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※ 具体的には次のような児童

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内

当該月の日数－8日

【留意事項】

- ① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日(23日)

- ② 児童発達支援の支給決定に当たっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定するものであり、主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用するよう促すものとします。

2. 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
10日

3. 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療的児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

※ 重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
10日

【留意事項】

※ 現在、近隣市に当該サービス事業所が整備されていないことから当面、利用は想定されません。

4. 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うサービス。

【対象者】

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
当該月の日数－8日

【留意事項】

① 支給決定量については、週間計画表の利用回数に基づき下表のとおりとします。

利用回数	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回
支給量(月)	5日	10日	15日	19日	月日数－8日(23日)

② 通常、18歳になる月までの利用となることから、原則、当該児童の誕生日月が支給有効期間満了月となるよう支給決定期間を調整します。ただし、当該児童に兄弟姉妹がおり、複数の児童が通所支援サービスを利用している場合などにおいては、保護者の希望によりいずれかの児童の誕生日月に、もう一方の児童の支給有効期間満了月を合わせるものとします。

③ 放課後等デイサービスの支給決定に当たっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定するものであり、主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用するよう促すものとします。

5. 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の支援を行うサービス。

【対象者】

保育所その他の児童が集団生活を営むための施設に通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

※ 保育所、乳児院その他の児童が集団生活を営む施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護学校、その他市町村が認めた施設をいいます。

【標準支給量】 ※ 支給決定期間は1年以内
2日

V 地域生活支援事業の種類と支給決定等について

1. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出（居宅介護等の通院等介助の範囲以外）及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動（外出準備、移動先での介護を含む。）を支援するサービス。

【対象者】

次の各号のいずれかに該当し、一人で外出することが困難な者

- (1) 視覚障害又は重度の全身性障害による身体障害者手帳1級又はこれに準ずる手帳所持者（児）※「これに準ずる」は原則2級まで、視覚障害者（児）は原則として同行援護を利用
- (2) 療育手帳所持者（児）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者（児）
- (4) 難病患者
- (5) 上記の者と同等と福祉事務所長が特に認めた者

【標準支給量】

障害支援区分	障 害 者	（施設入所者）	中・高 校 生	小 学 生
標 準 支 給 量	50 時間	10 時間	30 時間	15 時間

※ 小学生は概ね4年生以上

【留意事項】

- ① 社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出であって、移動についての支援が必要と認められるものとする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。
※ 詳しくは、「移動支援ガイドライン」を参照のこと。
- ② 2人派遣が必要な対象者は、標準支給量に2を乗じた支給量とします。
- ③ 障害児の場合、夏休み等の長期休暇時は、標準支給量に1.5を乗じた支給量とします。
- ④ 標準支給量を超える支給量が必要な場合は、利用申請書に当該理由を明記した書面の添付を求め、その必要性を精査したうえで支給量を決定します。

2. 日中一時支援事業（日帰りショートステイ）

障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障害者支援施設等において、日中において障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に対応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービス。

【対象者】

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 療育手帳所持者（児）
- (2) 身体障害者手帳者（児）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者（児）
- (4) 難病患者
- (5) 上記の者と同等と福祉事務所長が特に認めた者

【標準支給量】

7日

※ ただし、本サービスは障害者（児）が指定短期入所事業所を利用する際に、当該短期入所事業所において日中の時間帯に実施することを基本としていることから、短期入所利用者についての最大支給量は短期入所の支給量と同じ日数を目安とします。

【留意事項】

- ① 短期入所を利用せず、日中一時支援のみを利用することを妨げないものとします。
- ② 他の日中系サービス（生活介護、就労継続支援、地域活動支援センターなど）との併給は、原則、できないものとします。

3. 訪問入浴サービス

在宅で生活する重度身体障害者に対し、入浴車で訪問し浴槽を居室に搬入して行う方法により入浴介助を提供するサービス。

【対象者】

本事業の対象者は、本市に居住する重度身体障害者（原則として下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳1級又は2級の手帳の交付を受けており、かつ、在宅の者をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 家族の介護又は居宅介護では居宅で入浴することが困難な者
- (2) 入浴が可能であると主治医から認められている者
- (3) 訪問入浴サービスを受けるときに、同居の親族又は扶養義務者の付添いを受けることができる者

【標準支給量】

2回／週

【留意事項】

- ① 利用者が介護保険の要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用することができる場合は、介護保険の利用を優先します。
- ② 利用決定期間は1年とし、継続を希望する場合は再度の申請手続きが必要となります。